



発行：2023年5月22(月) No. 521

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

インボイスのことで悩んだら、民商へ相談

インボイス登録は急がないで！ インボイス登録取り下げの場合は国税庁「取り消し書」に注意 10～12月が課税期間に

消費税インボイス（適格請求書）を登録してしまったが、取り下げたい」という相談が、各地の民商に寄せられています。全商連は、この間の財務省・国税庁交渉で、取り下げを希望する事業者はインボイス登録センターに申し出ることで登録データそのものを削除すること、その際、「書式は問わない」と回答されたことに基づき、「取り下げ書」を作成し、ホームページに掲載しています。

一方、国税庁のホームページにある「適格請求書発行事業者の登録の取り消しを求める旨の届け出書」（取り消し書）は、インボイスが実施された10月以降に、課税事業者が登録を取り消す際の書式で、登録が取り消されるのは、2024年1月以降です。10月から3か月間の課税期間が発生します。10月以前に登録を取り下げたい人は、全商連の書式などを使って、必ず「取り下げ」を求めるようにしましょう。いったん取り下げた場合でも、再度登録することは可能です。

（商工新聞2023/5/15付より）右は全商連の「取り下げ書」

なお、すでに「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出した方で、インボイス登録センターから、再提出を求められたケースがありました。確定申告では通称名しか使用していないので、そのまま通称名で出したところ「名前が違う」とインボイス登録センターから連絡が。外国籍の方など、通称名を公表をする場合は、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」の提出が必要になるためです。しかし、確定申告書には、長年通称名しか書いておらず、普段の取引では問題ないにも関わらず。また、結婚後、苗字が変わっても仕事上、旧姓を使っている場合も、この「公表事項（変更届出書）」が必要です。しかも、住民票に併記されている旧姓に限る、とされています。（2023年2月時点登録取下げ全国で合計4017件）

税務署長殿

適格請求書（インボイス）発行事業者の登録申請の

取り下げ書

（提出日） 年 月 日

年 月 日に行った「適格請求書発行事業者の登録申請」を取り下げます。

提出者

住所

氏名

生年月日

登録番号

（登録番号が交付されている場合に記入）

収受印

なくそう! 核兵器 2023あいち平和行進 平和でこそ商売繁盛！

今年で66回目となる原水爆禁止国民平和行進が、今年も行われます。名古屋市内の各区でも、集会やパレードが計画されています。1958年以来、毎年、核兵器の廃絶を目指し、8月に世界大会が行われる広島、長崎に向かって全国で行進しています。今、ウクライナでは、ロシアによる侵略戦争が続いています。世界の人々と声を合わせ、戦争の停止、ロシアの撤退を要求しましょう。核兵器使用の威嚇や核兵器の配備に抗議しましょう。日本政府に核兵器禁止条約へ参加するよう署名を集めましょう。



名古屋市内のコース（6/4は市内14か所で行われ、午後1時30分からは若宮広場でピースアクション）

北区	6月4日（日）午前9時15分	上飯田南公園集合
西区	6月4日（日）午前9時15分	浄心 西生涯学習センター前集合
守山区	6月6日（火）午後3時15分	小幡駅（瀬戸・尾張旭からのコース）